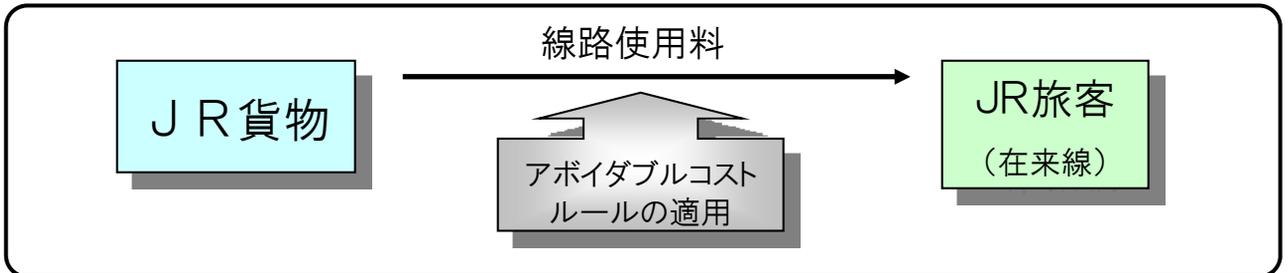


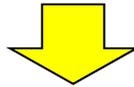
貨物調整金について

<新幹線開業前>

- ・JR貨物は、線路等の鉄道施設を保有せず、他社(JR旅客会社)の施設上を線路使用料を払って運行する鉄道事業者。
- ・国鉄改革以降、線路使用料は、貨物列車運行による上乗せ経費相当分のみをJR旅客会社へ支払うルール(アボイダブルコスト(回避可能経費)ルール※)。



※アボイダブルコスト(回避可能経費)ルール…貨物列車が走行しなければ回避できる経費(レールの磨耗に伴う交換費用等)のみをJR貨物が負担することとするルール。



<新幹線開業後>

- ・経営分離された並行在来線を運営する鉄道事業者(並行在来線事業者)の経営環境は厳しいことから、使用実態に応じた線路使用料を確保することが必要。一方、JR貨物の負担増を回避する必要があることから、差額相当分を調整金としてJR貨物に交付する。

